

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定書（案）

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長柄沢祐子（以下「甲」という）と〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生又は災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見（洪水時等河川巡視）及び緊急的に操作が必要な樋門・樋管についての操作（洪水時樋門・樋管巡視）並びに、甲の直轄管理区間又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長若しくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織、建設資機材及び労力等（以下「建設資機材等」という）の確保並びにその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

（実施内容）

第 2 条 甲は直轄管理区間で災害が発生し又は発生のおそれがある必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

3 甲は乙に国土交通省が保有する災害対策用機械、機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。

4 乙はこれらの業務を適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（巡 視）

第 3 条 甲は洪水又は地震時等の場合において堤防、護岸、水閘門等の河川管理施設等の状況を把握するために河川区域内の巡視及び樋門・樋管の操作を要請することができるものとする。

2 乙は甲から巡視要請等があった場合は、巡視及び情報収集に必要な人員体制を確保し、常に気象情報や水位の状況等を把握しながら、出張所と連絡を密にして、別紙「出水時等河川巡視規程（案）」により巡視を実施するものとする。

3 甲は緊急時に延滞なく対応できる巡視員等を確保するために、乙に訓練の要請をする事ができるものとする。

4 乙は洪水又は地震時等における河川巡視を熟知している巡視員等を配置するとともに、甲の要請を受け河川巡視の訓練を実施するものとする。

5 乙は円滑な巡視を行うために必要な巡視員等を確保するものとし、甲に書面により報告するものとする。

6 乙は甲の要請を受け巡視又は訓練等を実施した場合、甲乙協議のうえ、甲に対し実績に応じた費用を請求できるものとする。

なお、巡視等の単価は河川巡視支援業務積算基準によるものとする。

7 甲の前項に基づく乙への支払いは、四半期毎を基本とする。

(甲の管理区間以外での実施)

第4条 甲は九州地方整備局防災業務計画に基づき災害対策本部長、災害支援本部長又は応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について第2条第1項の要請ができるものとする。

2 乙は前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 乙は応急対策工事に備え、建設資機材等の保有数量等及び甲からの連絡を受ける者の氏名、電話番号等の体制について、甲に書面により報告するものとする。

2 前項の書面報告後、建設資機材等に著しい変動があった場合、連絡を受ける者の氏名、電話番号等に変更があった場合又は甲の要請があった場合には、速やかに甲に書面により報告するものとする。

3 甲は保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第6条 甲及び乙はそれぞれから要請のあった場合は、特別な理由がない限り、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第7条 甲は乙に対し第2条第1項又は第4条第1項の業務実施区間における具体的な災害状況に応じ、応急対策工事のための出動を、書面又は電話等の方法により要請するものとする。

(工事内容の指示)

第8条 工事内容の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長等が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(工事の実施)

第9条 乙は第7条に基づく出動要請があった場合は直ちに出勤し、応急対策工事又は緊急を要する小規模な応急対策作業（以下「小規模作業」）を実施するものとする。

小規模作業とは、下記をいう。

〔緊急を要する小規模な応急対策作業の例〕

- ・土のう積み工（釜段工、月の輪工等）
- ・シート張り工
- ・木流し工
- ・土のう袋投入工
- ・その他水防工法

2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

(契約の締結)

第10条 小規模作業又は応急対策工事について甲から出動要請があった場合には、速やかに工事請負契約を締結するものとする。ただし、本協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、乙は法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず保証できる保険）に加入していることを条件とする。

2 巡視については年度毎に第3条第6項の単価を甲より通知するので、これに基づき、乙は請書を提出するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

なお、本協定は継続される場合がある。

2 前項により本協定を継続した場合、乙は第3条第5項及び第5条第1項の報告を改めて行うものとする。

3 本協定締結後、甲乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。

(その他)

第12条 この協定に疑義を生じた事項又はこの協定に規定していない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 3月〇〇日

甲 国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○〇 ○〇

出水時等河川巡視規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、洪水時や地震時に河川管理の一環として時々刻々と変化する状態を概括的に把握し、適切な措置を迅速に行うために必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な河川巡視（以下「巡視」という）の実施を図り、適正な河川管理を行うことを目的とする。

（巡視を行う区域）

第2条 巡視は、基本協定の締結区間域内の河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「河川区域等」という）を対象として行う。

（業務内容）

第3条 出水時巡視は、出張所長の指示のもとで、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 巡視員は、出水時巡視計画書ないしは出張所職員の指示に基づいて、第4条に定める巡視を行うものとする。
 - 二 巡視員は、出張所職員に定時報告を行うものとする。
 - 三 巡視員は、巡視の途中において、第4条第1項に定める事項に関して、異常な状況等を認めた場合又は第4条第2項に該当する場合は、野帳にその状況等を記録するとともに、無線等により直ちに出張所職員に報告し、指示を受けるものとする。
 - 四 巡視員は、巡視の途中において、第4条第1項に定める事項に関して、第4条第3項に該当する場合には、野帳にその結果等を記載するとともに、必要に応じて、無線等により出張所職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 巡視員は、無線機、野帳等の巡視に必要な用具を携帯しなければならない。
 - 3 巡視にあたっては、以下の要領等を参照するものとする。
 - ・九州地方整備局出水時河川巡視規定
 - ・九州地方整備局地震後点検要領
 - ・河川管理者のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き（案）（暫定版）

（巡視）

第4条 巡視は、原則として、実施の判断の目安とする基準観測所において水防団待機水位を上回り、氾濫注意水位に達するおそれがある洪水について、出張所長の指示する期間において、目視により、次の各号に掲げる事項に関して状況の把握を行うものとする。

なお、地震発生時で「施設点検対象震度観測地点」の震度が4以上の場合に出張所長の指示により実施すること。

また、震度6弱以上の場合（大津波警報、津波警報又は津波注意報発令時は除く）は指示の有無に関わらず、速やかに可能な範囲で実施すること。

一 堤防の状況

亀裂、法崩れ、沈下、すべり、決壊等が発生していないか。漏水が発生していないか。越水していないか。

二 洪水流の状況

水面が天端に接近していないか。大きな波や渦巻き等が発生していないか。建物等が流れていないか。

三 河川管理施設及び許可工作物の状況

ア 河川管理施設及び許可工作物

破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか。流失していないか。横断工作物について流木等による閉塞が生じていないか。樋門・樋管及び水門について逆流が生じていないか。工作物まわりで漏水が発生していないか。一般交通等に支障が生じていないか。

イ 撤去

洪水時に撤去しなければならない工作物が撤去されているか。

四 高水敷の状況

大きな洗掘が発生していないか、異常な流向になっていないか。

五 堤内地の浸水状況

浸水原因、浸水範囲、浸水深

六 水防作業状況

作業箇所、出動水防団名・員数及び作業状況

七 河川区域内における工事の状況（出水時に河川区域内で工事が行われている場合）

ア 仮設物等

仮設物について破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか。洪水時に撤去しなければならない建設機械、資材等が撤去されているか。工事箇所からの流出物がないか。仮設物まわりで大きな波や渦巻き、洗掘等が発生していないか。

イ 工事箇所周辺の河川管理施設等

破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか。流失していないか。

2 巡視の途上、水防団に出会った場合は、前項の第六に定める事項及び水防団の巡視結果等について確認を行うものとするとともに、また、許可工作物の管理者の巡視や現地作業に出会った場合も、同様に状況の確認を行うものとする。

3 巡視の途上、地域住民に出会った場合には、巡視に支障がない範囲において、第1項に規定する事項等に関する情報の収集に努めるものとする。

4 巡視の途上、巡視を続行することが危険と判断される場合は、無線等により直ちに出張所職員に報告し、指示を受けるものとする。

（洪水時等河川巡視記録書等）

第5条 巡視の結果を洪水時等河川巡視記録書等に次の各号に示す内容について記載し、出張所職員に提出するものとする。

一 巡視員等の氏名及び勤務時間

二 実施した日の巡視の内容及び結果